

大阪市火災予防条例の一部を改正する条例案

大阪市火災予防条例（昭和37年大阪市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p><u>(簡易サウナ設備)</u></p> <p><u>第8条の2 簡易サウナ設備（屋外その他）</u></p> <p><u>直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものという。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であつて、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。</u></p> <p><u>以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p> <p class="list-item-l1">(1) <u>火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として離隔距離に関する基準により得られる離隔距離以上の距離を保つこと</u></p> <p class="list-item-l1">(2) <u>簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</u>ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災</p>	[新設]

が発生した際に速やかに使用できる位置
に消火器を設置した場合は、この限りで
ない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ
設備の位置、構造及び管理の基準について
は、第3条（同条第1項第1号、第10号か
ら第14号まで、第17号から第19号まで及び
第21号、第3項並びに第4項を除く。）及び
第4条第1項の規定を準用する。

(一般サウナ設備)

第8条の3 一般サウナ設備（簡易サウナ設
備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放
熱設備をいう。以下同じ。）をいう。以下同
じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準に
よらなければならない。

[(1) 略]

(2) 一般サウナ設備の温度が異常に上昇し
た場合に直ちにその熱源を遮断するこ
ができる手動及び自動の装置を設けるこ
と

2 前項に規定するもののほか、一般サウナ
設備の位置、構造及び管理の基準について
は、第3条（同条第1項第1号、第10号か
ら第13号まで及び第21号を除く。）及び第4
条第1項の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第57条 火を使用する設備又はその使用に際
し、火災の発生のおそれのある設備のうち、
次に掲げるものを設置しようとする者は、
あらかじめ、その旨を消防長に届け出なけ
ればならない。届出の内容を変更しようと

(サウナ設備)

第8条の2 サウナ室に設ける放熱設備（以
下サウナ設備という。）の位置及び構造は、
次に掲げる基準によらなければならない。

[(1) 同左]

(2) サウナ設備の温度が異常に上昇した場
合に直ちにその熱源を遮断するこ
ができる手動及び自動の装置を設けること

2 前項に規定するもののほか、サウナ設備
の位置、構造及び管理の基準については、
第3条（同条第1項第1号、第10号から第
13号まで、第16号及び第21号を除く。）の規
定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第57条 [同左]

<p>する者についても、同様とする。</p> <p><u>(1)～(5)</u> 略</p> <p><u>(6)</u> <u>簡易サウナ設備</u>（個人が設けるものを除く。）</p> <p><u>(6の2)</u> <u>一般サウナ設備</u>（個人の住居に設けるものを除く。）</p> <p><u>(6の3)</u> [略]</p> <p><u>(7)～(12)</u> 略</p>	<p><u>(1)～(5)</u> 同左]</p> <p>[新設]</p> <p><u>(6)</u> <u>サウナ設備</u>（個人の住居に設けるものを除く。）</p> <p><u>(6の2)</u> [同左]</p> <p><u>(7)～(12)</u> 同左]</p>
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

令和8年2月17日提出

大阪市長 横山 英幸

説 明

簡易サウナ設備の位置、構造及び管理に関する基準を定めるとともに、一般サウナ設備の構造の基準等を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。